

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年9月20日 現在)

福島県		出荷制限	摂取制限
原乳	2市6町3村※1		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)			2市6町3村※2
結球性葉菜類 (キャベツ等)	2市6町3村※2		—
アブラナ科の花薺類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		南相馬市、いわき市、棚倉町
野菜類	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町		—
くさそてつ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村		—
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村		—
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町		—
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村		—
せんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町		—
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町		—
ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市		—
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧壱本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3.ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	—
	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
水産物	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的な経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	—

*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字菜師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

*2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字菜師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村

*3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び宇下馬沢、常葉町塙田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字菜師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村

*4 アイヌ、アカガレイ、アカシビラムイ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメハリ、ウミナガゴ、エゾイソハメ、キツネメバル、クロウシノンタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバチ、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、マヌガレイ、ハバガレイ、ヒガングフ、ヒラ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マナゴ、マコガレイ、マゴチ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ピソスガイ、キタマラサキウニ

*5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう請

*6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年9月20日 現在)

青森県		出荷制限
水産物	マダラ	青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	くさてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	クロダイ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	ヒガシマグロ
	ヒラメ	マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コモンカスペ	スズキ
	シロメバル	ヒラメ
	ヒラメ	マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ギンブナ(養殖を除く。)	ヤマメ(養殖を除く。)
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	イノシシの肉	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
その他	茶	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	日光市、那須塩原市
	キコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、益子町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさてつ(ごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	ウグイ(養殖を除く。)	大芦川(支流を含む。)、武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
その他	茶	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
群馬県		出荷制限
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
その他	茶	洪川市
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
その他	茶	成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	湯河原町
長野県		出荷制限
野菜類	キコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):平成24年9月20日現在

福島県		出荷制限
米 (平成23年産)		<p>H23.11.17～: 福島市 (旧小国町の区域に限る。) H23.11.29～: 伊達市 (旧小国町及び旧月置町の区域に限る。) H23.12.5～: 福島市 (旧福島市の区域に限る。) H23.12.8～: 二本松市 (旧浪川市の区域に限る。) H23.12.9～: 伊達市 (旧往沢村及び旧喜成村の区域に限る。) H23.12.19～: 伊達市 (旧善田町の区域に限る。) H24.1.4～: 伊達市 (旧福本村の区域に限る。)</p>
穀類		<p>福島県広野町、猪苗町 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、川内村 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、田代市 (磐梯町、船引町橋道、船引町中山字小塙及び字下高沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内固有林福島森林管理署251号線を除く。)、南相馬市 (福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲の一部、2089林班から21091林班まで、21095林班から21099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市 (旧福島市 (速利) 小寺寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧森塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷村の区域に限る。)、伊達市 (磐梯町 (月替町月替 (園) 下、公銀川町、川内及び善ノ郷に限る。) 及び月替町御代田 (北、東、西及び新場ノ内に限る。)、旧磐田町 (磐山町山野川に限る。)、旧下沢村 (原内、久保田、牛仲内、西郡山、磐ノ町、河原田、氣賀町、西深谷、公子、久保、磐井、クヨク、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、旧塙本村 (磐川町大間 (寺島、清水、清水沢、公子、久保、磐井、クヨク、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)) 及び磐原町谷田 (伏田、平、宮内、前田、猪荷妻、妙子下及び磐合岸に限る。)、旧畠下村、旧小浜町、白瀬沢沢村、旧木柳村、旧戸沢村、旧石井村、旧新潟村、旧太田村 (岩代町) 及び旧太田村 (東和町) の区域に限る。)、本宮市 (旧白岩村、旧和木沢村 (糸折町) 及び旧本宮町の区域に限る。)、糸折町 (旧半田村及び旧鶴合村の区域に限る。) 及び月見町 (旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。) (県の定める出荷制限の対象から除く。)</p>
イカナゴの稚魚		<p>H23.4.20～H24.6.22解除 全域</p> <p>H23.6.6～: 秋元湖、桧原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) 及び福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。) H23.6.29～: 新田川 (支流を含む。) H24.3.29～: 太田川 (支流を含む。) H24.4.5～: 鰐川 (支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし鰐川を除く。) 及び日耀川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.6.7～: 福島県内の久慈川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 秋本湖、桧原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鰐川との合流点から上流部分に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし鰐川及びその支流を除く。) 及び日耀川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち善ダムの上流 (支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.8.2～: 福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)</p> <p>H24.8.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)、真野川 (支流を含む。)、新田川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.5～: 阿武隈川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.12～: 鰐川 (支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び桧原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流 (支流を含む。)、長瀬川 (鰐川との合流地点から上流の部分に限る。) 並びに日耀川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流 (支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～H24.9.19解除 磐岩川 (支流を含む。)</p>
水産物		<p>H24.6.27～: 秋本湖、桧原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流 (支流を含む。)、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) 並びに日耀川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流 (支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち善ダムの下流 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び桧原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。)、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) 並びに長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。)</p> <p>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち善ダムの下流 (支流を含む。)</p>
ウグイ		<p>H24.4.12～: 鰐川 (支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び桧原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流 (支流を含む。)、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) 並びに日耀川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流 (支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～H24.9.19解除 磐岩川 (支流を含む。)</p>
ウナギ		<p>H24.8.2～: 福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)</p> <p>H24.8.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)、真野川 (支流を含む。)、新田川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.5～: 阿武隈川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.12～: 鰐川 (支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び桧原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流 (支流を含む。)、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) 並びに日耀川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流 (支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～H24.9.19解除 磐岩川 (支流を含む。)</p>
コイ (養殖を除く。)		<p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び桧原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。)、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) 並びに長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。)</p> <p>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち善ダムの下流 (支流を含む。)</p>
フナ (養殖を除く。)		<p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び桧原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。)、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) 並びに真野川 (支流を含む。)</p> <p>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち善ダムの下流 (支流を含む。)</p>
アヒナメ		
アカガレイ		
アカシカビラメ		
イカナゴ (稚魚を除く。)		
イシガレイ		
ウスメバル		
ウミタガメ		
エゾイマイナメ		
キツネメバル		
クロウンシタ		
クロソイ		
クロダイ		
ケムシガシカ		
コモガスベ		
サクラマス		
サブロウ		
シロメバル		
スクエウダラ		
スズキ		
ニベ		
ヌマガレイ		
ハイガレイ		
ヒガングフ		
ヒラメ		
ホウボウ		
ホシガレイ		
マアナゴ		
マガレイ		
マコガレイ		
マコチ		
マダラ		
ムシガレイ		
ムラサイ		
メイタガレイ		
ピノスカイ		
キタムラサキウニ		
ナガヅカ		<p>H24.7.12～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p>
マツカワ		
ホシゲメ		<p>H24.7.26～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p>
ショウサイグ		<p>H24.8.23～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた地域)</p>
牛の肉		<p>H23.7.19～: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H23.8.25～: 一部免除</p>
イノシシの肉		<p>H23.11.5～: 福島市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p> <p>H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、鹽原町、川俣町、大玉村</p> <p>H23.12.2～: 比志郡、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鶴石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、福倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平</p>
肉		<p>H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、須賀川市、田村市、白河市、楢葉町、鹽原町、大玉村、玉栄村、玉川村、平</p> <p>H23.12.2～: 矢吹町、棚倉町、矢泽町、塙町、大玉村、玉栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村</p>
クマの肉		<p>H24.7.27～: 金津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南金津町、北塙原村、湯川村、昭和村、精岐村</p>

* [] の箇所は、出荷制限の対象。

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年9月20日現在

品目	出荷制限					県域
	青森県	岩手県	宮城県	山形県		
ホウレンソウ	—	—	—	—	H23.3.23～4.1解除:全県	茨城県
糸結球性茎葉類 (ホウレンソウ、 カキナ、 コマツナ等) ナス科	—	—	—	—	H23.3.21～4.1解除:全県(地元を除く。)	
トマト	—	—	—	—	H23.3.21～4.1解除:全県(地元を除く。)	
バジル	—	—	—	—	H23.3.23～4.17解除:全県	
セロリ	—	—	—	—	H23.3.23～4.17解除:全県	
キノコ類(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—	
タケノコ	—	H24.5.31～: 藤原市、奥州市	H24.5.1～: 白石市、丸森町	H24.4.8～: 関東市、小美玉市、つくばみらい市	H23.3.21～4.1解除:全県(地元を除く。)	茨城県
						H24.4.19～: 常陸那珂市、常陸大宮市、坂東市
原木シタケ(露地栽培)	—	H24.4.13～: 滝南田川市、佐野町	H24.1.10～: 白石市、奥州市	H24.4.19～: ひたちなか市、那珂市、東吾妻	H24.4.19～: 常陸那珂市、常陸大宮市、坂東市	
		H24.4.20～: 大船渡市	H24.3.8～: 丸森町	H24.4.20～: 北条町	H24.4.20～: 北条町、大船渡	
		H24.4.25～: 一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町	H24.3.15～: 五戸町	H24.4.25～: 五戸町	H24.4.25～: 五戸町	
		H24.5.7～: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、青、山田町	H24.4.5～: 村崎町	H24.5.7～: 村崎町	H24.4.12～: ひたちなか市、那珂市	
		H24.5.10～: 霧ケ沢市	H24.4.11～: 水razier市、南三陸町	H24.5.10～: 霧ヶ沢市	H24.4.11～: 霧ヶ沢市	
			H24.4.12～: 霧ヶ沢市	H24.4.12～: 霧ヶ沢市	H24.4.12～: 霧ヶ沢市	
			H24.4.18～: 石巻市	H24.4.18～: 石巻市	H24.4.18～: 石巻市	
			H24.4.20～: 大船渡市	H24.4.20～: 大船渡市	H24.4.20～: 大船渡市	
			H24.4.25～: 遠野市、東松島市	H24.4.25～: 遠野市、東松島市	H24.4.25～: 遠野市、東松島市	
			H24.4.27～: 牡鹿市、名取市、加美町	H24.4.27～: 牡鹿市、名取市、加美町	H24.4.27～: 牡鹿市、名取市、加美町	
原木クリタケ(露地栽培)	—	H24.5.10～: 奥州市、花巻市	H24.5.7～: 遠野市、東松島市	H24.5.10～: 奥州市、花巻市	H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	
		H24.5.14～: 霧ヶ沢市	H24.5.9～: 大船渡市、南三陸町	H24.5.14～: 霧ヶ沢市	H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	
原木シメノ(露地栽培)	—	H24.5.15～: 霧ヶ沢市	H24.5.11～: 水razier市、七ヶ宿町	H24.5.15～: 霧ヶ沢市	H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	
		H24.5.18～: 釜石町	H24.5.18～: 釜石町	H24.5.18～: 釜石町	H24.5.18～: 釜石町	
さそり(ニゴミ)	—	—	H24.4.27～: 大船渡市、東松島市	—	H23.10.14～: 土浦市、勝田市	茨城県
						H23.11.10～: 船橋市
こしあぶら	—	H24.5.10～: 奥州市、花巻市	H24.5.7～: 遠野市、東松島市	H24.5.10～: 奥州市、花巻市	H24.5.2～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。)	
		H24.5.14～: 霧ヶ沢市	H24.5.9～: 大船渡市、南三陸町	H24.5.14～: 霧ヶ沢市	H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	
さんしょう(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—	茨城県
せり(野生のものに限る。)	—	—	H24.5.30～: 一関市、黒川郡	—	—	茨城県
せんまい	—	—	H24.5.15～: 一関市、奥州市	H24.5.11～: 水razier市、丸森町	—	茨城県
たらのめ(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—	茨城県
ひらい(野生のものに限る。)	—	—	H24.5.18～: 釜石町、勝田高岡町	—	—	茨城県
クリ	—	—	—	—	—	茨城県
イシガレイ	—	—	—	—	—	茨城県
クロダイ	—	—	—	—	—	茨城県
スズキ	—	—	—	—	—	茨城県
シロメバル	—	—	—	—	—	茨城県
ニベ	—	—	—	—	—	茨城県
ヒラメ	—	—	—	—	—	茨城県
マダラ	—	—	—	—	—	茨城県
ヒガングフ	—	—	—	—	—	茨城県
コモンカスペ	—	—	—	—	—	茨城県
アメリカナマズ(煮物を除く。)	—	—	—	—	—	茨城県
ギンブナ	—	—	—	—	—	茨城県

	出荷制限					実施地
	青森県	岩手県	宮城県	山形県		
ウナギ	—	—	—	—		
ヤマメ(養殖を除く。)	—	—	富嶽県内の阿武隈川(支流を含む。) H24.4.20~: D.ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	—		
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8~: 常外川(支流を含む。) および妙川(支流を含む。)	H24.5.14~: 大曾川の大曾ダムより上流(支流を含む。) および常川の牧林大ダムの上流(支流を含む。) ただし、妙川のうち常川の上流(支流を含む。) 及び妙川(支流を含む。) H24.5.24~: 江戸川のうち猪子ダムの上流(支流を含む。) 及び二道戸のうち猪子ダムの上流(支流を含む。) H24.5.28~: 石神ダムのうち猪子ダムの上流(支流を含む。) 及び石神ダムの上流(支流を含む。) および藤石川のうち猪子ダムの上流(支流を含む。) および藤石川のうち猪子ダムの上流(支流を含む。)	H24.4.20~: D.ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	—	
			H24.5.18~: 宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28~: 宮城県内の北上川(支流を含む。)	H24.4.20~: D.ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	—	
			H24.5.11~: 鹿島大橋(支流を含む。) H24.5.21~: 外山ダムの上流、田淵ダムの上流、外山ダムの上流、田淵ダムの上流、猪子ダムの上流、猪子ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)	H24.4.20~: D.ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	—	
肉	ウグイ	—	H24.6.12~: 黄仙川(支流を含む。)	H24.5.18~: 宮城県内の大川(支流を含む。) H24.6.28~: 宮城県内の北上川(支流を含む。)	—	
	牛の肉	—	H23.8.1~: 本館 H23.8.25~一部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	H23.7.28~: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) H23.11~一部解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—	
肉	イノシシの肉	—	—	H24.6.22~: 丸森町、丸森町、山元町 H24.6.28~: 会津(上田地域を除く。)	—	H23.12.2~ 全県 H23.12.21~一部解除: (丸森・イノシシの肉を除く。)
	仔牛の肉 シカの肉	—	H24.6.10~: 会津 H24.7.18~: 会津	H24.6.28~: 会津 H24.9.10~: 会津	—	
その他	その他	—	—	—	—	H23.6.2~: 以下の地域以外 H23.6.2~10.10解除: 吉河市、常磐市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2~11.24解除: 大子町 H23.6.2~12.23解除: 宮城太田市、常陸大宮市 H23.6.2~12.5.30解除: 石南市、那珂市、城里町 H23.5.2~12.4.8.24解除: 船井郡 H23.8.2~12.4.7.24解除: 水戸市 H23.6.2~12.4.8.20解除: 高萩市 H23.6.2~12.4.9.12解除: 日立市

※ [] の箇所は出荷制限の対象

		栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県	長野県
原生						
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、カブナ、セロリ、ピーマン、サンショウ)	ホウレンソウ カブナ セロリ ピーマン、サイ サンショウ	H23.3.21～4.21解除：福島県浪江市、塙町 H23.3.21～4.27解除：全県 H23.3.21～4.14解除：全県 —	H23.3.21～4.18解除：全城 H23.3.21～4.27解除：全城 —	H23.4.4～4.22解除：熊谷市、春日部市、各町 —	—	—
バセリ	セルリー	—	—	H23.4.4～4.22解除：猪市	—	—
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.8.2～：日本市、真岡市、那須塩原市、 佐野市、那珂川町 H24.8.7～：福島市 H24.8.12～：大田原市 H24.8.17～：大田原市	—	—	—	H24.9.20～：猪井沢町、御代田町
タケノコ		H24.6.5～：那須塩原市、那珂町 H24.6.7～：日本市、大田原市 H24.6.13～：佐野市	—	H24.4.5～：那須市、木更津市 H24.4.6～：夷隅子市、栄町 H24.4.11～：猪市、白寿町、八千代市 H24.4.12～：那須市 H24.4.13～：猪市、佐野市	—	—
原生	苗木シタケ(露地栽培)	H24.3.18～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙町、高根沢町、那須町 H24.4.11～：大田原市、日光市、益子町 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市 H24.4.12～：市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～：猪市、佐野市	—	H24.10.11～：猪苗子町、東峰市 H23.11.18～：箕郷市 H23.12.22～：佐野市 H24.2.23～：伊勢崎市 H24.4.10～：白寿町 H24.4.18～：千葉市、八千代市 H24.5.16～：山武市	—	—
	原木シタケ(施設栽培)	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：芳賀町、那須町 H24.4.12～：大田原市 H24.5.29～：さくら市 H24.6.4～：那须市 H24.6.8～：佐野市 H24.7.1～：猪市、那須塩原市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 足利市、猪苗子市、真岡市、さくら市 H23.11.14～：市、那須塩原山町、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H23.11.14～：那須塩原市、日光市、那須塩原市(野生のものに限る。)	—	H24.3.18～：山農市	—	—
	原木クリタケ(露地栽培)	H24.5.1～：大田原市、那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.14～：猪苗子市、真岡市、さくら市 H24.5.18～：大田原市	—	—	—	—
	原木アメコ(露地栽培)	H24.5.1～：大田原市、那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.2～：猪苗子市(野生のものに限る。)	—	—	—	—
	（さそてつ(ごみ)	H24.6.2～：猪苗子市(野生のものに限る。)	—	—	—	—
こしあぶら		H24.5.1～：大田原市、那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.2～：宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～：猪苗子市、矢板市、那須塩原市、那珂川町、日光市、那須町(野生のものに限る。)	—	—	—	—
さんしょ(野生のものに限る。)		H24.5.1～：猪苗子市、日光市 H24.5.14～：猪苗子市 H24.5.18～：大田原市	—	—	—	—
せり(野生のものに限る。)		H24.6.7～：日本市、那須町(野生のものに限る。)	—	—	—	—
ぜんまい		H24.6.27～：大田原市、矢板市	—	—	—	—
たらめ(野生のものに限る。)		H24.6.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：猪苗子市 H24.5.2～：猪苗子町	—	—	—	—
わらび(野生のものに限る。)		H24.3.14～：那須塩原市、那須町 H24.3.18～：大田原市	—	—	—	—
クリ		H24.3.18～：大田原市	—	—	—	—
	イシガレイ	—	—	—	—	—
	クロダイ	—	—	—	—	—
	スズキ	—	—	—	—	—
	シロメバル	—	—	—	—	—
	ニベ	—	—	—	—	—
水産物	ヒラメ	—	—	—	—	—
	マダラ	—	—	—	—	—
	ヒガング	—	—	—	—	—
	コモンカスベ	—	—	—	—	—
	アメリカナマズ(煮熟を除く。)	—	—	—	—	—
	ギンブナ	—	—	平賀用あひ手質場に搬入す H24.7.18～：名瀬川(支度を含む。)、平賀 用(支度を含む。)	—	—

	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県	長野県
ウナギ	—	—	—	—	—
ヤマメ(米鮒を除く。)	福島県内の酒造業者のうち日光市 H24.8.10～：(支度を含む。)（支度を除く。） だに、荒川との合流点から下流 の部分に限る。」 H24.8.10～：木賊川(支度を含む。)	群馬川のうち岩舟橋 から東京電力株式会 社大久保電源所管轄用 地内を除く他の部分の酒 造業者(支度を除く。)。 H24.4.27～：(支度を含む。) 群馬川(支度を含 む。)、小川(支 度を含む。)、又は ノ木川(支度を含 む。)	—	—	—
水産物 イワナ(米鮒を除く。)	H24.6.20～：福島県内の酒造業者のうち日光市 足利市の区域(支度を含む。)	群馬川のうち岩舟橋 から東京電力株式会 社大久保電源所管轄用 地内を除く他の部分の酒 造業者(支度を除く。)。 H24.6.8～：(支度を含む。) 群馬川(支度を含 む。)、小川(支 度を含む。)、又は ノ木川(支度を含 む。)	—	—	—
ウグイ	大芦川(支度を含む。ただし、實 井川及びその支流を除く。)、實 井川(支度を含む。)及び栃木県 H24.6.7～：(支度を除く。)、實 井川の上流(支度を含む。)、實 井川の上流(支度を除く。)、ただし、 道新ダムの上流及びその支流を除 く。) (実井川を除く。)	—	—	—	—
牛の肉	H23.8.2～：全種 H23.8.25～一部解禁：(県の定める出荷・検査方針に基づ き、該当するものを除く。)	—	—	—	—
肉 イノシシの肉	H23.12.2～：全種 H23.12.3～一部解禁：(県の定める出荷・検査方針に基づ き、該当するものを除く。)ノシシの肉を除く。	—	—	—	—
豚の肉	H23.6.2～：全種	H24.9.10～：全種	—	—	—
ジカの肉	H23.6.2～：全種 H23.6.2～：福島市、大相原市	H23.6.30～：茨城県 H23.6.30～H24.5.26解 除：羽生市 群馬県	H23.6.2～：茨城県 H23.6.2～9.7解除：大網白里町 群馬県 H23.7.4～H24.5.21解 除：勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解 除：八街市 H23.6.2～H24.5.28解 除：野田市、富里市、山武市	H23.6.2～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.23～9.12解除：愛川町、清川村 H23.6.2～10.14解除：大里町 H23.6.23～10.26解除：柏原市 H23.6.2～11.11解除：中井町 H23.6.2～11.10解除：真鍋町	—
その他	—	—	—	—	—

※ [] の箇所は出荷制限の対象

(参考資料4)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年9月20日現在

福島県		摂取制限
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
野菜		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
原本しいたけ(露地)		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～: 船館村
		H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.15～: いわき市、棚倉町
		H23.9.20～: 南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～: 全域 H24.6.22解除:
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象